

後援名義使用の承認に関する事務取扱要領

第1 目的

この要領は、八王子市教育委員会（以下「教育委員会」という。）の後援名義の使用について必要な事項を定めることを目的とする。

第2 定義

後援とは、第三者が主催する事業について、教育委員会がその趣旨に賛同することを行い、その事業への関与が原則として名義使用の承認に限る場合をいう。

第3 承認要件

教育委員会が後援できる事業は、次の要件に該当するものとする。

1 主催者

主催者は、次の各号に該当しない団体又は個人とする。

- (1) 政治的中立の趣旨に反するもの。
- (2) 宗教的目的を有しているもの。
- (3) 暴力的目的を有しているもの。
- (4) 特定の主義主張の浸透を図る目的を有しているもの。
- (5) 公序良俗に反する若しくは社会的に指摘されている問題を抱えている団体及び個人又はこれらとの関係を有しているもの。
- (6) 前5号に掲げるもののほか教育委員会が不適当と認めるもの。

2 事業

事業は、教育委員会の施策の推進に寄与すると認められるもので、性格及び内容が次の各号に該当するものとする。

- (1) 無料で実施されるものであること。
ただし、入場料、参加料その他これに類するものを徴する事業であっても、その徴収金が事業の運営費に係る実費相当額であり、その総額が事業の運営費の範囲内である場合又はその事業の収益を寄附するために有料で行われるチャリティーショー等である場合は、この限りでない。
- (2) 公益性があること。
- (3) 事業内容が広く一般に開放されるものであること。
- (4) 公正で、政治的中立の趣旨に反するものでないこと。
- (5) 宗教的目的を有していないものであること。
- (6) 暴力的目的を有していないものであること。
- (7) 公序良俗に反するものでなく、公衆衛生・災害防止等について十分な措置が講じられていること。

第4 使用名義の種類

後援の使用名義は、「八王子市教育委員会」とする。

第5 名義使用の申請及び承認手続

1 申請書の受付

- (1) 様式1により申請させること。
- (2) 次の書類を添付させること。
 - ア 事業計画書
 - イ 事業予算書
 - ウ その他必要に応じて次の書類を添付させること。
 - 団体の規約・経歴等
 - 消防署等官公署への届出書
 - 場内整理計画書
 - 団体活動実績書等

2 申請期限

後援名義使用の申請に当たっては、原則として名義の使用期間の予定日初日前30日までとする。

3 承認の決定

後援名義使用の承認を行う場合は、その主管部長までの決裁を得ること。

4 後援の無効

後援の申請と実際との内容に著しく相違がある場合は、無効とする。

5 承認の通知

後援の名義使用を決定したときは、申請者に対し様式2により通知する。

6 後援名義使用の条件

- (1) 後援名義の使用は、今回の申請書に記載された事業に必要な広告物に限ること。
- (2) 後援名義を使用した広告物を作成するときは、事前にその原稿を主管課に提出させること。
- (3) 事業の内容を検討し、参加者への自動車利用の自粛を要望する等公害防止その他必要に応じて条件を付すこと。
- (4) 事業に係る民事上の一切の責任は、申請者が負うものであること。
- (5) 後援名義の使用の承認後、事業内容に変更が生じたときは、直ちに様式3により主管課に変更の申請をさせること。

7 変更の承認

後援名義の使用の変更を承認したときは、申請者に対し様式4により通知する。

8 事業の中止

後援名義の使用の承認後、事業を中止したときは、直ちに様式5により主管課に中止の届出をさせること。

9 後援名義の使用の取消し

次の各号のいずれかに該当するときは、後援名義の使用を取り消すことができる。

- (1) 虚偽の申請により後援名義の使用の決定を受けたとき。

- (2) 事業内容の変更等により、第3の承認要件に該当しなくなったとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、教育委員会が特に必要があると認めるとき。

10 後援名義の使用申請の取下げ

後援名義の使用の承認後における状況の変化又は前項の各号により、後援名義の使用申請を取り下げようとするときは、様式6により主管課に届出をさせること。

11 事業報告

後援名義の使用承認期間が終了したときは、様式7により30日以内に事業実績報告書及び経費の内容を提出させること。ただし、様式7の内容を満たした報告書を使用する場合は、この限りでない。

第6 報告

主管課長は、後援名義の承認結果について、年度終了後、速やかに学校教育部教育総務課に報告すること。

- 附 則 この要領は、平成17年4月1日から適用する。
- 附 則 この要領は、令和2年11月11日から適用する。
- 附 則 この要領は、令和3年4月1日から適用する。
- 附 則 この要領は、令和5年5月8日から適用する。